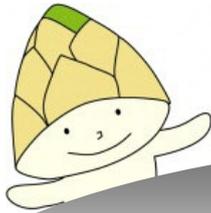




令和8年4月開所分



令和7年度 横浜市民間保育所
内装整備費補助事業
自主財源整備事業

募集要項

※募集期間については、
「各種手続き等の期限・注意事項について」
をご確認ください。

横浜市子ども青少年局
保育・教育部子ども施設整備課
新規整備担当
〒231-0005
横浜市中区本町6-50-10
横浜市役所13階
TEL: 045-671-4146
MAIL: kd-seibi@city.yokohama.lg.jp



《目 次》

1	募集概要	1
2	保育所整備・運営に当たっての諸条件	4
3	申請方法	17
4	問い合わせ先・ダウンロードアドレス一覧.....	22
5	資料.....	23

【応募に際しての注意事項】

■採択件数について

整備予定か所数を超える申請があった場合は、エリアに関係なく、「3（3）選考について」に基づいて審査し、評価の高い事業者を採択します。（横浜市大規模共同住宅の建築等に際する保育施設等の設置の協力要請に基づき、申請を行った事業者については、別途審査を行います。）

■補助金について

①内装整備費補助事業（以下、補助事業という）については、予算が横浜市会において可決されることを前提に行うものです。当該予算の可決が停止条件になります。

②自己所有物件かつ補助事業で保育所の新規整備を行う場合、「就学前教育・保育施設整備交付金（以下、国庫補助金という）」の内示を受けた事業が対象となります。国庫補助金の対象事業とならなかった場合は、補助金の交付ができません。該当する事業者は、この点について、あらかじめ了承のうえ、当該事業に申請してください（詳しくは次のページをご覧ください）。

【昨年度の募集からの主な変更点】

■募集スケジュールについて

自己所有物件かつ補助事業で保育所の新規整備を検討している場合、申請受付締切を令和7年1月29日（水）までとしています。

詳細は、次ページ、別紙「各種手続き等の期限・注意事項について」をご確認ください。

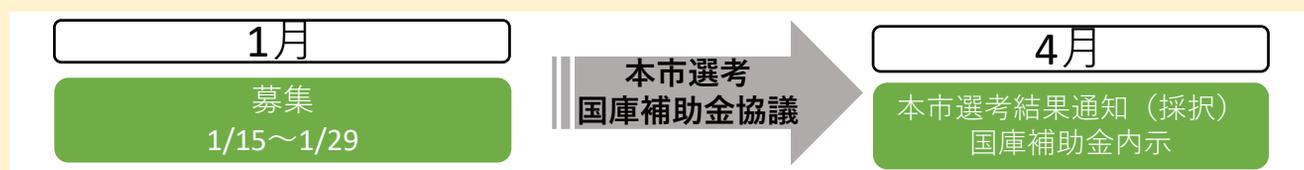
【お知らせ】 国庫補助金※事業の制度について

※内装整備費補助事業（自己所有物件で認可保育所の整備を行う場合）は、国の「就学前教育・保育施設整備交付金（以下、国庫補助金という）」により実施しています。

内装整備費補助金（自己所有物件で認可保育所の整備を行う場合）は、国の国庫補助金により実施しています。

補助金事業として選定した園について、本市から国に補助事業として申請（協議）し、国からの内示を受けた後に事業を進めることができます。

【参考1】 募集から国庫補助金内示までのスケジュール



※今回の募集事業は、令和7年4月頃に国庫補助金の内示される見込みですが、国からは次年度のスケジュールが発表されていないため、内示の時期が変更になる可能性があります。

国からの補助金の内示時に、補助金の申請（協議）額が減額されることがあります。その場合、個別に調整します。

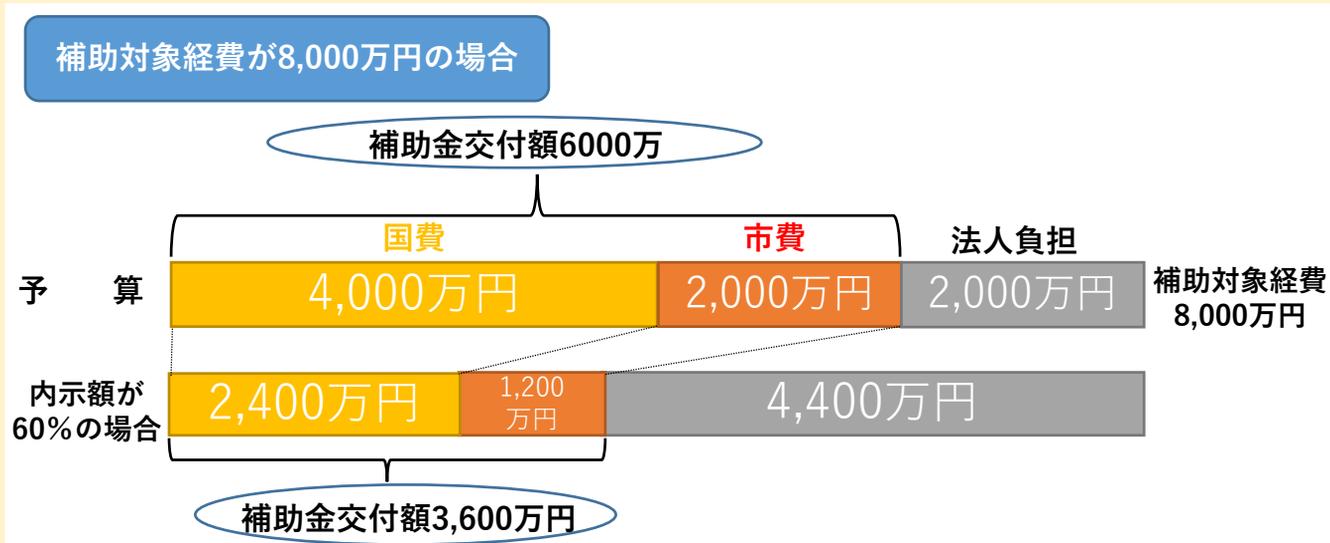
1 国庫補助金の対象とならなかった場合

国費・市費ともに補助金の交付ができません。

2 一部のみ国庫補助金の対象となった場合

国からの内示が国庫補助金の申請（協議）額の一部のみとなった場合、市費は国庫補助金の対象となった割合分によって決まります。例えば、国からの内示が申請（協議）額のうち60%となった場合、市費負担割合も60%となります。

【参考2】 補助金交付の例（整備計画：90人定員、0歳児定員あり、休憩室設置加算及び一時保育加算なし）



1 募集概要

令和8年4月開所に向けた事業募集について

(1) 事業概要

横浜市では、認可保育所、認定こども園、横浜保育室、地域型保育事業、幼稚園預かり保育などの拡充や、保育・教育コンサルジュ等のソフトの取組を駆使し、待機児童対策の継続に取り組んでいます。

認可保育所については既存の保育資源の配置状況や入所状況を考慮し、必要な定員規模や年齢構成による整備に取り組んでおり、この度、「重点整備地域」及び「整備が必要な地域」において、令和8年4月開所に向けた認可保育所の整備を行う案件を募集します。

なお、補助対象事業者に該当する場合は、改修等に必要な経費の一部を横浜市が補助します。

(2) 対象事業者

次の全てに該当し、法人格を有するものとします。

- ア 「整備が必要な地域」に指定されているエリア、又は、「大規模共同住宅の建築等に際する保育施設等の設置の協力要請」に基づく要請があったマンション開発等の計画において、整備物件を確保、又は整備開始までに確保できる見込みがあること。
(貸与物件の場合は、横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱第16条及び17条による)
- イ 社会福祉法人以外の法人の場合は、「保育所の設置認可等について」(平成26年12月12日雇児発1212第5号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)の審査基準を満たすこと。
- ウ 認可保育所を設置・運営するに当たって、必要な資力・信用があること。
- エ 児童福祉法35条に定める欠格事由を有しないこと。
(例：不正受給等の重大な過失に関する指導を自治体等から受けていないこと。)
- オ その他、市長が不相当と認める事由を有していないこと。

【補助対象事業者の場合】

- カ 上記ア～オに加えて、令和5年4月1日から継続して、認可保育所、幼保連携型認定こども園(※1)、地域型保育事業における事業所内保育事業又は小規模保育事業、自治体認証保育所、横浜保育室、企業主導型保育事業(※2)を良好な内容で運営(※3)していること。

※1 ただし、1歳児の受け入れを行っている施設であること。

※2 地方公共団体による立入調査により認可外保育施設指導監査基準を満たす旨の証明書が発行されていることが必要となります。

※3 監査結果・立ち入り調査等により重大な指摘がなされていないこと。

(3) 採択(選考)予定件数

申請状況等を踏まえ、予算の範囲内で採択します。

(4) 補助事業に係る停止条件

本事業に関する補助は、令和7年度の保育所整備事業に関する予算が横浜市会において可決されることを前提に行うものです。よって、当該予算の可決を停止条件としています。

加えて、自己所有物件においては、国の「就学前教育・保育施設整備交付金」の内示対象となることが停止条件となります。

木材の積極的な活用をお願いします。

本市では「横浜市建築物における木材の利用の促進に関する方針」に基づき民間建築物の整備主体に対しても木材利用について可能な限り下記の取り組みをお願いします。

- 1 木造化
施設の設置基準など木造化が適当でないと認められる場合を除き、積極的に木造化を検討してください。
- 2 木質化
利用者の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に内装等の木質化を可能な限り行ってください。
- 3 県産木材等の利用
木造化及び内装等の木質化に当たっては、可能な限り県産木材及び地域材（関東甲信地方に属する都県及び静岡県で生産された木材）の利用に努めてください。

※県産木材及び地域材の利用が困難な場合は、原則として国産材を利用してください。

URL:<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/kankyo-shoene/mokuzai/mokuzaihoushin.html>

2 保育所整備・運営に 当たっての諸条件

《目次》

(1)	施設定員等について	6
(2)	事業計画・運営及び仕様について	6
(3)	保育室等について	8
(4)	送迎について	9
(5)	工事等について	9
(6)	近隣対応について（事業申請時に詳しくご説明させていただきます）	9
(7)	【補助対象事業のみ】工事施工業者等の選定（入札等の実施）について	10
(8)	【補助対象事業のみ】施設整備にかかる補助制度について	10
(9)	資金計画	11
(10)	整備スケジュールについて	11
(11)	職員（保育士）について	11
(12)	施設長予定者について	11
(13)	保育内容等について	13
(14)	留意事項	14
(15)	採択にあたり条件を附すこと	15

(1) 施設定員等について

- ア 保育所新設の場合、原則として、定員は60人以上とします。
また、分園の場合は、原則として定員45人以下とします。
- イ 地域の保育ニーズに応じた定員設定について、横浜市（こども青少年局及び区役所）と協議の上、「持ち上がり」以外の1・2・3歳児の入所枠を多く設けられるような定員構成を検討し、申請を行ってください。
保育ニーズの高い1歳児枠を確保するために、0歳児定員は原則設けないこととします。
また、地域のニーズに応じて、2・3歳児の定員の差を十分確保し、近隣の地域型保育事業（小規模保育事業等）との連携を積極的に行うようにしてください。
なお、開所までの期間は既存の地域型保育事業（小規模保育事業等）との連携締結は不可とします。また、開所後を条件付けに連携締結をする場合であっても、横浜市と協議の上、検討・設定して頂きたいため、事前に担当までご連絡ください。

【参考】連携施設の役割

(ア) 保育内容の支援

集団保育を通じた児童同士の関係づくりの機会の設定、小規模保育事業に対する相談や助言、その他保育の内容に関する支援等を行っていただきます。

(イ) 代替保育の提供【任意】

職員が急病や休暇等により保育を提供することができない場合に、代わりに保育を行います。

(ウ) 卒園後の受け皿の確保

地域型保育事業の利用児童（2歳児）の卒園後の進級先として受け入れます。

- ウ 地域の保育ニーズに応じた年齢別児童の受入、又は定員外入所（入所の円滑化）については、横浜市との協議に応じていただきます。

小規模保育事業との連携のため、地域のニーズに応じた2～3歳で定員差の設定をお願いします。

【参考】年齢別定員の参考例

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
0人	8人	12人	15人	15人	15人	65人
0人	16人	18人	20人	20人	20人	94人

0歳児を設けないことによる、1歳児の受入枠確保をお願いします。

(2) 事業計画・運営及び仕様について

- ア 近隣に十分配慮した計画としてください。（園舎・園庭配置、日影、窓位置、目隠し、砂塵、植栽、駐車場、駐輪場、騒音対策、調理室からの臭気対策等）
- イ 事業計画・運営については関係法令等を遵守してください。
- ・横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱
 - ・横浜市民間保育所内装整備費補助金交付要綱
 - ・建築基準法及び横浜市建築基準条例
 - ・バリアフリー法及び横浜市福祉のまちづくり条例
 - ・横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
 - ・その他事業に関係する関係法令・指針等全般（消防法、食品衛生法、横浜市開発事業の調整等に関する条例、不動産登記法等）
 - ・保育所整備の手引き（令和3年8月版）

- ウ 横浜市との調整に備え、柔軟な定員構成に対応できるよう、可動式間仕切りを用いる等の間取り・設備を検討してください。
- エ 建物・設備基準の緩和を希望する場合は、採択後に市が指定する計画書を提出し、横浜市と協議を行ってください。
- オ 設計事務所については、横浜市内での認可保育所の設計実績等を考慮しながら、円滑に施設計画を履行できる事業者としてください。また、設計事務所との契約を締結するなどして完了検査まで同一の設計事務所が対応できる安定的な体制を取るようお願いいたします。
(特に補助事業の場合、実施設計審査を行うまでに安定的な体制を取ってください。)
- カ その他要件は以下のとおりです。
- ・ 建築基準法に基づく確認済証及び検査済証の交付を受けている、または受ける見込みの建物であること。(確認済証がない場合は、「建築計画概要書」を提出していただきます。検査済証がない場合は、「建築確認申請(計画通知)台帳記載証明書」を提出していただき、検査済証受付年月日の記載があり「未記載」となっていないことを確認します。)
交付を受けていない建物の場合にあつては、「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関等を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」等を利用して法適合が確認できる、またはできる見込みであること。(検査済証の交付を受けていない建物の場合は、事前に担当までご相談ください。)
 - ・ 新築建物の内装改修の場合は期日(「各種手続き等の期限・注意事項について」参照)までに、検査済証の交付および完了検査の実施ができるよう準備を行うこと。
 - ・ 新耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。
(昭和 56. 5. 31 以前に建築確認済証が交付され着工した建物又は、昭和 56. 6. 1 以降で検査済証の交付を受けていない建物の場合は、耐震判定機関等により耐震診断の評価を受け、新耐震基準を満たしていることが確認できる報告書を提出してください。報告書から新耐震基準を満たしていることが確認できない場合は、耐震判定機関等により耐震改修計画の評価を受けた耐震化工事が完了したこと、又は完了する見込みであることがわかる書類等を提出してください。)
 - ・ 土地建物を賃借して整備を行う場合には、事前協議書一式(以下、「事前協議書」という)提出時までには予約契約等、認可保育所として開所後 10 年以上利用することについて所有者から合意を得ていることが必須条件となります。定期建物賃貸借契約による場合は担当までお問い合わせください。
- キ ア～カに加えて、補助を受けて整備する場合の条件は以下のとおりです。
- ・ 実施設計内容の審査を期日(「各種手続き等の期限・注意事項について」参照)までに開始できるよう、準備を行うこと。
※実施設計審査開始が遅れるほど工期に影響が及ぶこととなるため、開所までに工事が終わらないという事態を避けるためにも期限厳守をお願いします。
 - ・ 実施設計審査に取り組むにあたり、「資料 4 設計・施工の際の留意事項」記載のリスク・確認項目等を考慮のうえ、保育を行う場として安全性を確保してください。
 - ・ 実施設計審査においては、精度の高い状態で臨むようお願いいたします。
※例年、精度の低い状態で実施設計審査に臨み、想定よりも大幅に実施設計審査の期間を要する場合があります。他事業者への審査にも影響が発生してしまいますので、何卒ご理解ください。著しく実施設計審査に時間を要する場合など、実施設計審査が不合格となる場合には、補助金交付決定が認められないこととなりますので、ご注意ください。

【参考】 保育所の標準的な仕様について

(ア) 施設規模

		0～1歳	2～5歳
設備運営基準	保育室	3.30 m ² /人	1.98 m ² /人
	屋外遊戯場	—	3.30 m ² /人
	その他	医務室、調理室、便所、遊戯室	

※働きやすい職場づくりにむけて、保育士休憩室、更衣室（男女別）の確保をお願いします。

(イ) 建物構造

可能な限り「木造」としてください。

(ウ) 主な仕上げや仕様

保育室等、園児が利用する場所は積極的に「木質化」に取り組んでください。

場所等	部位	仕上げ、仕様等
保育室等	床	天然木複合フローリング
	壁	壁 天然木パネル（腰壁）※内装制限に留意してください。
	その他	こどもの安全への配慮（指はさみ、コンセント、柱等の角）
屋根	—	太陽光発電設備の導入
開口部	—	断熱サッシ、複層ガラスの導入
便所	—	多目的トイレ（オストメイト対応の水栓器具設置）の設置 2歳児以上定員10人に対し、幼児用大便器1個を設置
設備	—	省エネタイプ給湯器の導入（2次熱交換機タイプ等）
照明	—	人感センサー付き照明機器の導入
遊具	プール	屋外遊戯場の有効利用の観点から、組立式プール（ユニットプール）が望ましい。

(3) 保育室等について

ア 保育室等、認可に当たって面積基準が定められている室の面積算定は、**有効面積**（内法面積から、下記の造り付け・固定造作物を除いた面積）とします。

イ 保育室面積から除く造り付け・固定造作物

- ・ 押入れ、ロッカー、収納スペース、こども用荷物収納棚等
- ・ 吊り押入れ、吊り戸棚（床上140cmの空間を確保したものは除く）
- ・ 手洗い器、ピアノ

ウ 保育室等の面積は、**壁芯・内法・有効の各面積**を算定してください。（異年齢を1室の保育室とする場合も、各年齢別に面積を算出すること。）

その他の面積は、**壁芯面積**を算定してください。

エ 屋外遊戯場は幼児1人あたり3.3m²以上を確保してください。ただし、基準面積を確保できない場合、近隣公園等（児童の歩行速度で5分程度(概ね300m以内)）で基準面積に相当する面積を有し、市長が特に必要と認めた場合については、基準面積の2分の1を限度に面積を減ずることがあります。

オ 0歳児を合同保育室で保育する場合は、ベビーゲート等で他年齢児と保育スペースを区画し、安全性に十分配慮した設計としてください。

カ 園児が安全・安心して過ごすため、保育従事者が保育しやすいレイアウトにしてくださ

い。(動きやすい動線、園児に目が届きやすい等)

キ 手洗用設備は保育室内に設置してください。また調理員専用の手洗用設備についても衛生管理の観点から調理室内に設置してください。

ク 各所管庁への届け出(消防設備関係、給食設備の届け出等)は事業者の責任で手続きを行ってください。

(4) 送迎について

ア 近隣地域と交通問題を生じさせないために、できる限り送迎車両の停車スペースを確保してください。

イ 駐車場を整備する際は、車いす利用者用駐車区画を1以上設けてください。

ウ 台数は、物件の立地特性等を勘案し、計画してください。

エ 保育園の駐車場を利用しない保護者の車両(自転車、ベビーカーは除く)による送迎は、近隣へ配慮した計画としてください。近隣住民からの要望があった際は、保護者と協議し、車による送迎を禁止するなどの対応を検討してください。

オ 駐輪スペースも適宜設けていただくようお願いいたします。

また、送迎の集中する時間帯に職員を配置して指導に当たらせる等、違法駐輪による問題や交通事故等を未然に防ぐよう十分な対策を講じてください。

(5) 工事等について

ア 工事施工にあたっては、騒音、安全対策、駐車場計画、工事車両通行等に留意し、近隣・地域への影響に配慮してください。

イ 完了検査前に「横浜市建築物シックハウス対策ガイドライン」に沿って、室内の化学物質濃度測定を実施し、基準値以下であることを確認してください。(測定対象物質は7項目(ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、エチルベンゼン、キシレン、スチレン、パラジクロロベンゼン)とし、保育室や医務室(医務スペースのある事務室含む)、食堂等子どもが長時間滞在する可能性のある居室を対象とします。)

ウ 開所前に飲料水の水質検査を実施し、基準値以下であることを確認してください。測定対象項目は11項目(一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機物炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度)とします。

エ 開発・宅造許可を要する土地や、特殊な事情により事前に建築許可等を要する土地で整備を行う場合、許可等に関わる諸手続きも含めてスケジュール上支障ないことが確認できる工程表を提出してください。

(6) 近隣対応について(事業申請時に詳しくご説明させていただきます)

保育所整備に伴う近隣対応は、応募法人の責務です。

保育所の整備と運営を円滑に行うため、整備予定地の近隣住民等(特に隣接敷地の住民、町内会)に説明を行い、丁寧な調整を行ってください。

また、説明の経過を記録し、保管してください。その際、意見や要望への誠実な対応を通じ、近隣住民への理解と協力を得られるように努め、当該説明の内容について市に報告いただきます。

近隣住民からの要望等については、応募法人の責任において、誠意を持って対応してください。

ア 申請段階

自治会町内会長及び近隣住民(特に隣接する住民や工事車両の通行に影響がある範囲)等に対し、申請前に必ず「保育所設置について申請を行う」旨や整備計画(図面、開所日、開所時間、定員等)の説明をすること。

なお、自治会町内会長への連絡については、整備予定地の各区役所こども家庭支援課に御相談ください。

近隣に保育所、幼稚園等がある場合は、当該施設に対しても整備計画や運営等について説明すること。その際、近隣公園の利用について当該公園を利用していることが想定される近隣園等と調整を行うこと。

イ 採択後

保育所整備について選定された後、速やかに地元自治会町内会、近隣住民の方々に整備計画や運営等について説明すること。

その際、保護者の送迎時の対応（駐輪・駐車等）や騒音など、周辺環境への配慮に関する対応方法等について必要な説明を行うこと。

ウ 工事説明

工事計画が確定次第、工事スケジュール、連絡先、工事車両の通行等について説明すること。

エ その他

近隣住民への説明については、速やかに行うこととし、施設の設計や工事の実施に当たっては、近隣住民からの要望を汲み取り、整備・運営事業者の責任において解決を図るよう努めること。（ポスティング等による場合、事後トラブル防止の観点から施設・設備等の配置（室外機や園庭の場所等）についても併せて周知を行うことを推奨しています。）

また、本市から指示があった場合は、戸別訪問または説明会、あるいはその両方を行い、ポスティング等に留めないこと。

(7) 【補助対象事業のみ】 工事施工業者等の選定（入札等の実施）について

補助金の交付を受ける工事の施工業者等の選定に当たっては、次に掲げる点を遵守してください。不正な行為や条件違反があった場合は、市は補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の返還を命じることがあります。

ア 市が定める「民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」、「契約の手引き」及び「横浜市補助金等の交付に関する規則」に基づいて入札等を行い、契約を実施すること。

イ 工事施工業者が必要な工期を十分に確保できるよう、市の実施設計審査や入札参加資格審査等に要する日数も考慮の上、入札等に向けた準備を進めること。

ウ 公益性・公平性の確保、法令の遵守等に特段の配慮をもって臨むこと。

エ 工事等の前払い、部分払いの有無などの支払い条件にあたっては、指名通知書や現場説明書等に明記すること（可能な限り、前払いを設定すること）。なお、支払い割合、支払い時期については、入札後、工事契約事業者と協議して決定し契約書を作成すること。

オ 補助事業の公益性・公平性に鑑み、次の行為は行わないこと。

- ・ 法人の役員、社員、寄附者、これらの者の親族及び関連会社等その他特別の関係にある者を入札等に参加させること。
- ・ 入札等参加予定者やその関係者と事前に接触すること。
- ・ その他公益性・公平性を損なうこと。

カ 入札等の実施に関して疑義がある場合は、必ず市と協議すること。

(8) 【補助対象事業のみ】 施設整備にかかる補助制度について

補助金制度の概略は下記のとおりです。詳細は、「5. 資料」の「資料1 民間保育所整備に伴う助成について」をご参照ください。

工事種別	補助制度名称	補助率
内装改修工事	横浜市民間保育所内装整備費補助金交付要綱	基準額に対して 4分の3 (資料1表1参照)

※各法人の消費税の扱いにより、補助金の一部の返還を求めることがあります（「横浜市民間保育所内装整備費補助金交付要綱」第13条参照）。予めご了承ください。

※整備期間中の賃借料補助、開所後の賃借料補助の対象エリアは、資料1をご確認ください。

(9) 資金計画

社会福祉法人以外の法人が保育所を設置する場合は、次の条件を遵守してください。

ア 年間事業費の1/12以上の運転資金を確保すること。（学校法人は除く）

イ 協議時点で決算が確定している直近の3か年で、連続して損失を計上していないこと。

ウ 不動産の貸与を受けて事業を行う場合は、当面の支払いに充てるための1年間の賃借料に相当する額と1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）の合計額の資金を安全性があり、かつ、換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。

エ 整備資金に借入金を充てる場合は、返済が確実に見込まれること。

※ ア及びウの資金は、自己資金として確保が必要です。委託費の弾力運用での借入金（利息部分を含む。）の償還の範囲は「独立行政法人、公益法人及び民間金融機関等、他法人」からの経費の借りに係る償還に限ります。また、新たに保育所を経営する事業を行う設置者については、最初の1年間は委託費の弾力運用はできませんのでご注意ください。

（「法人本部の借入金」として自己資金に含め、法人の他の事業等により返済することは可能です。）

(10) 整備スケジュールについて

令和8年4月1日開所を厳守すること。事業計画等、周到的な準備をお願いします。

また、工期は週休二日を前提とした実工期の算出に加え、準備期間及び後片付け期間を考慮するなど、適切に設定を行ってください。

※令和7年度内に工事が完了しない場合、補助対象外となります。

(11) 職員（保育士）について

ア 保育士（施設長除く、主任保育士含む）は、実務経験者を3割以上配置すること。

※実務経験者とは、保育所、横浜保育室、他都市の認証保育施設、認定こども園、地域型保育事業の事業所内保育事業及び小規模保育事業、企業主導型保育事業での、保育士又は保育教諭としての実務経験が1年以上ある者とします。

イ 原則、常勤職員とします。やむを得ず短時間職員（1日6時間未満又は月20日未満勤務）を充てる場合には、常勤職員1人あたりの勤務時間数を上回るように、短時間職員を配置することとします。（例：月80時間の短時間職員の場合は2人分で、常勤職員の1人分として算定します。）

ウ 主任保育士

主任保育士を配置すること。

エ 保育士配置基準について

0歳児3人につき1人以上、1歳児4人につき1人以上、2歳児5人につき1人以上、3歳児15人につき1人以上、4歳以上児24人につき1人以上とする。

※横浜市独自の基準のため、国の定めた基準とは異なります。

(12) 施設長予定者について

ア 要件（自主財源整備事業）

保育所等において2年以上の勤務経験を有する者、また、常勤者（※）かつ他の職務と兼務しない者であり、原則保育士資格を有する者としてください。以下の「イ 要件（補助対象事業）」内の（ア）～（オ）のいずれかに該当することを望ましい要件としています。

（社会福祉法人または学校法人の場合は、勤務経験の規定はありません。）

ただし、面接等において不適切と判断される場合は交代をお願いする場合があります。

なお、保育所等での施設長経験が無いまたは5年未満の方については、こども家庭庁主催の「初任保育所長等研修」を開所までに修了することを望ましい要件とします。

(※ここでいう常勤とは1日6時間以上かつ月20日以上勤務とします。ただし、給付費申請では月160時間以上を常勤としているので、ご注意ください。)

イ 要件（補助対象事業）

常勤者かつ他の職務と兼務しない者であり、以下の（ア）～（オ）のいずれかに該当することとします。ただし、面接等において不適切と判断される場合は交代をお願いする場合があります。なお、施設長予定者は**原則保育士資格を有する者**としてください。

また、自主財源整備事業と同様、保育所等での施設長経験が無いまたは5年未満の方については、こども家庭庁主催の「初任保育所長等研修」を開所までに修了することを望ましい要件とします。

（ア）保育所等（保育所、横浜保育室、他都市の認証保育施設、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業の事業所内保育事業及び小規模保育事業、企業主導型保育事業をいい、認可外保育施設を除く。以下同じ。）において、施設長、園長又は保育責任者の実務経験を2年以上有する者。

（イ）以下のa又はbに該当する者。ただし、主任保育士として、「保育士等キャリアアップ研修」（※1）を開所までに修了している者を配置すること。

a 第一種社会福祉事業において、施設長の実務経験を2年以上有する者。

b 学校教育法に定める小学校において、校長の実務経験を2年以上有する者。

（ウ）保育所等において、保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の実務経験を8年以上有し、そのうち主任保育士又は主幹教諭の実務経験を3年以上有する者。

（エ）保育所等において、保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の実務経験を8年以上有し、そのうち主任保育士又は主幹教諭の実務経験を1年以上有する者。ただし、開所までに「保育士等キャリアアップ研修」を修了すること。

（オ）保育所等において、保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の実務経験を10年以上有する者。

※1 「保育士等キャリアアップ研修」の内、「マネジメント」及び専門分野（乳児保育、幼児保育、障害児保育、食育・アレルギー対応、保健衛生・安全対策、保護者支援・子育て支援）から3分野を受講すること。

※2 経験年数は、令和8年3月31日時点（見込みも含む）で計算すること。

※3 保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の実務経験とは、保育所等における有資格で常勤としての勤務経験とします。

ウ 給与の上限

子どもの処遇や職員の待遇に配慮するためには、施設長や職員の適正な給与水準を維持することが必要です。施設長の給与は、経験年数や果たすべき役割を考慮したうえで他の職員との均衡を図って設定してください。

エ 法人又は本人都合による交代

応募後から開所までの間に施設長予定者を変更することは、審査対象の変更になることから、原則として認めません。

また、開所後3年間については、園の円滑な運営及び保護者や近隣住民との関係構築の観点から、施設長の変更は原則（※）として認めません。

※例外として認められる場合について

下記要件をすべて満たすことが必要となります。

- ・ 施設長が疾病、介護等により勤続が困難と判断される場合であること
- ・ 自主財源整備事業の場合、新施設長がアの要件を満たすこと。また、補助対象事業の場合、新施設長がイの要件を満たすこと。
- ・ 法人代表及び新施設長を対象とした面接を実施し、現在の施設長と同等以上の水準であるということが確認できること。

※3年間を経過した後の施設長変更であっても、開所後3年間に施設長を複数回変更するなどした場合には、上記要件を満たした場合にのみ変更を認めることがあります。

(13) 保育内容等について

ア 保育内容

障害児保育は実施することとします。また、補助事業の場合は一時保育の実施も必須となります。 休日保育については、地域の保育ニーズに応じて実施してください。

イ 施設名称

仮称で申請いただきますが、令和8年度の保育所の利用申請に向けて、8月頃（※）に各区役所にて保育所の一覧表を作成します。

そのため、8月上旬までに園名を決定していただきますようお願いいたします。

※各区役所にて作成スケジュールが異なるため、採択後にご確認ください。

ウ 保育時間（開所時間）

月曜日から土曜日まで、**11時間以上**とします。なお、事前に区役所と協議の上、地域の保育ニーズに応じた時間設定をお願いいたします。

エ 休園日

休園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条及び第3条に規定する休日並びに12月29日から1月3日の間とします。ただし、休日・年末年始保育実施園はこの限りではありません。休日保育を実施する場合、法人都合による事業の休止は認められません。

オ 費用負担

延長保育料、実費徴収（幼児の主食代、延長保育の実施に伴う夕食代、おやつ代等）以外の費用負担を保護者に求めることはできません。

カ 第三者評価・自己評価

福祉サービスの第三者評価を施設開所後5年以内に受審し、結果を公表していただきます。ただし、補助を受けて整備する場合は、施設開所後3年以内に受審し、結果を公表してください。保育士及び保育所の自己評価は、少なくとも1年に1回は実施し、保育所の自己評価は必ず結果を公表してください。 また、開所後の運営について横浜市の指導を受けた場合は従っていただきます。

キ 地域子育て支援事業

育児講座の開催や施設（保育室、遊戯室、園庭等）開放等の地域子育て支援に関する取組を実施することとします。なお、上記取組に関する補助金制度も設けております。

【参考】

- ・ 認定こども園及び保育所地域子育て支援事業に関する要綱、要領、様式類

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kosodateshien/asobiba/kosodate-hiroba/youkou.html>

ク 嘱託医

定期健康診断等を行っていただく嘱託医を置かなければなりません。嘱託医はできるだけ小児科医としてください。それが難しい場合は、内科医としてください。歯科・内科それぞれ選定してください。

ケ 給食

主食（ごはん・パン等）と副食（おかず・おやつ・牛乳等）の完全給食とします。また、利用児童の発達状況やアレルギー等を考慮し、給食の提供（離乳食や除去食等）を行ってください。

【参考】

・ 保育所等の給食

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/kyushoku/kyuusyoku/>

・ 食物アレルギー対応

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/kyushoku/kyuusyoku/20140220104339.html>

(14) 留意事項

ア 「2. 保育所整備・運営に当たっての諸条件」の各項目に反することのないよう、十分なご確認をよろしくお願ひします。「2. 保育所整備・運営に当たっての諸条件」に反するなどして良好な保育所運営がなされない場合は、内装整備費補助金の返還や保育所給付費等の一部を減額する場合があります。

イ 【補助対象事業のみ】補助金事業であることを踏まえ、補助対象工事費の著しい増加を伴う華美な設計等とならないように留意してください。

ウ 【補助対象事業のみ】整備後に補助金の対象となった個所の取り壊し又は加算を受けた事業の廃止等を行った際は、経過年数によって補助金の返還が必要になる場合があります。

エ 【補助対象事業のみ】一時保育室整備の加算を受ける場合は、職員体制を確保したうえで、開所した年の12月までに一時保育事業を実施してください。

オ 施設長予定者や運営法人の管理責任者については、本市が開催する組織マネジメント等講習を受講していただきます。（詳細は別途通知します。）

カ 施設長及び保育者を対象とした開所前説明会を、令和8年1月から3月に開催する予定ですので、ご参加ください。

キ (14)オ、カのほかにも受講が必要な研修等があります。（詳細は別途通知します。）

ク 社会福祉法人及び学校法人以外の法人が認可を受ける際は、「運営委員会」の設置が必要です。運営委員会とは、当該事業所の設置者からの相談対応や、意見を述べる委員会のことで、委員は社会福祉事業の知識経験を有する者、保育サービスの利用者、及び実務を担当する幹部職員等で構成します。

ケ 整備計画地の周辺に、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条」にあたる営業所が所在している場合、児童の保育環境として大きな課題があり、当該施設とトラブルになることも考えられます。この場合は申請を受理できないこともありますので、予め充分なご確認をお願いいたします。

(参考法令等)

・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（神奈川県）

コ 土砂災害防止法第9条に規定された土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）については、土砂災害による著しい危険が生ずるおそれと考えられるため、神奈川県が、市全域で区域指定しています。このため、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）については、原則として新たな整備計画地とすることはできません。

整備計画地が土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）などに該当していないか、神奈川県土砂災害ポータルなどで、必ずご確認をお願いいたします。

(参考法令等)

- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）
- ・神奈川県土砂災害情報ポータル
<http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>
- ・横浜市行政地図情報提供システム「わいわい防災マップ」
<https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/PositionSelect?mid=63>

サ 建設市況の影響による、人材・資材（特に鉄骨部材）への需給状況を十分に考慮した合理的な設計と、確実な調達先の確保等、整備計画に支障のない計画とし、開所時期に遅れが生じないようにご注意ください。

シ 整備計画地に、都市計画道路など、市等で進める他の事業計画がある場合、申請を受理できない場合があります。ご確認のうえ、該当する場合は事前にご相談ください。

ス 連携等を検討している小規模事業者に対して、申請状況について情報を提供することがあります。

セ 委託費の弾力運用について

委託費の弾力運用での借入金（利息部分を含む。）の償還の範囲は「独立行政法人、公益法人及び民間金融機関等、他法人」からの経費の借りに係る償還に限ります。

また、新たに保育所を運営する事業を行う設置者については、最初の1年間は委託費の弾力運用はできませんのでご注意ください。

ソ 当該申請による事業採択が、認可を確約するものではありません。認可書類を提出していただき、内容を確認したのち、認可します。

タ 施設において、宗教の教義を広めるための儀式行事や信者を教化育成することを目的とする活動は行わないでください。また、政治上の主義を推進することを目的とする活動も禁止されています。

チ こどもの人権を守るために、見通しのよい配置計画とすることや施設の状況に応じたパーテーション、簡易更衣室、カメラの設置等の工夫を行ってください。

ツ 申請関係書類は情報公開の対象となります。

テ 整備予定か所数を超える申請があった場合は、エリアに関係なく、「3（3）選考について」に基づいて審査し、評価の高い事業者を採択します。（横浜市大規模共同住宅の建築等に際する保育施設等の設置の協力要請に基づき、申請を行った事業者については、別途審査を行います。）

ト 横浜市の行う指示・指導に対して、誠実に対応していただくこととします。

ナ 採択後、各種手続きについて市が提示する期限を遵守してください。

(15) 採択にあたり条件を附すこと

ア 事業計画書の内容のとおり、事業を進めること。また、当該事業募集要項で提示した内容を遵守すること。なお、事業推進にあたって、疑義及び事業計画に変更が生じる見込みのある場合は、あらかじめ横浜市と協議すること。

イ 採択後の近隣及び保護者対応については、法人が責任を持って対応すること。また、採択後速やかに事業計画及び工事概要等を近隣住民等に説明し、指定の様式で市に報告すること。

ウ 施設長を補佐する体制を強化すること。特に主任保育士には、豊富な知識・経験を有した人材をもって充てること。

エ 「保育士の確保」については事前に具体的な計画を立てること。また、保育士の確保状況について、開所前年度10月以降に本市が実施する保育士確保状況調査に応じること。

オ 施設長予定者や運営法人の管理責任者については、本市が開催する組織マネジメント等

- 講習を受講し、保育の質及び施設運営の向上を図ること。
- カ 施設長予定者については、本市が開催する子どもの人権や保育に関する研修等、指定する研修を受講し、保育の質の向上を図ること。
- キ 開所までの間、施設長として必要な知識・技術の習得させること（研修・OJT）。育成状況については、市が指定する様式により報告すること。また、必要に応じて施設長に、市が実施する面談を受講させること。
- ク 保育理念、保育指針に基づいた保育が実施できるよう、開所までに保育士の研修等の準備期間を十分に確保すること。
- ケ 本市が派遣する園内研修・研究サポーターを受け入れること。
- コ 原則、開所後3年間は施設長を変更しないこと。
- サ 安定した保育を提供するため、職員の配置換えについては、特段の理由がない限り短期間での異動は行わないよう努めること。
- シ 施設長及び職員等の給与については、適正な給与水準を維持すること。また、施設長の給与は、経験年数や果たすべき役割を考慮したうえで他の職員との均衡を図り、設定すること。
- ス 法人・施設の会計処理を適正に処理すること。
- セ 監査通知等において指摘された改善を要する事項については早急に是正すること。
- ソ 開所後に施設運営の継続が困難となるまたはそれが予見されるなどの場合は、速やかに市に報告・相談するとともに、在園児に不利益が生じることのないよう誠実に対応すること。
- タ 整備予定地の地域性についてよく理解し、子育て支援に向けた取組みを進めること。
- チ その他、横浜市が求めることに対して、協議に応じること。
- ※上記以外にも採択後に条件を追加することがありますので、あらかじめご了承ください。

3 申請方法

(1) 事前協議書の提出について

ア 事前相談について

※申請を希望される場合は、必ず事前相談にお越しく下さい。

※来庁される際は、電話でのご予約をお願いいたします。

(4 問い合わせ先・ダウンロードアドレス一覧参照)

(ア) 事前相談前に確認が必要なこと

- ・建築基準法、バリアフリー法、福祉のまちづくり条例等の法令を遵守していること。
- ・期日(別紙「各種手続き等の期限・注意事項について」参照)までに検査済証の交付および完了検査の実施ができること。
- ・横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱に適合するものであること。

【既存建物改修の場合】

- ・新耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。

(昭和 56. 5. 31 以前に建築確認済証が交付され着工した建物の場合は、耐震調査を実施し問題がないもの又は耐震補強済のもの)

【新築建物の内装整備の場合】

- ・開発・宅造許可を要する土地案件の場合、開所日に向けて、許可に関わる諸手続きも含めてスケジュール上支障ないこと。

(イ) 事前相談の際に必要な書類

- ・整備を計画している保育所案内図(屋外遊戯場や付近の公園の位置が分かるもの)、配置図、平面図
- ・(既存建物の場合)建築確認済証及び検査済証の写し
(又は、検査済証交付年月日の記載があり、「未交付」と記載されていない「建築確認申請(計画通知)台帳記載証明書」)
- ・開所までのスケジュール(各種申請・工事関係工程、開所準備期間を反映したもの)

イ 提出方法

電話でのご予約及び事前にPDF、Excel等の電子データを送信していただいたうえで、お越しく下さい。

お越しいただいた際に、事前協議書の確認をし、必要に応じて補正をお願いしますので、ご自身で事前協議書を確認できる電子データ又は紙媒体の書類をご持参ください。

※電子データ化が困難な場合は、下記連絡先へご相談ください。

【提出先】

Eメール：kd-seibi@city.yokohama.lg.jp

電話：671-4146

横浜市中区本町6-50-10

横浜市役所13階

こども施設整備課 新規整備担当まで

(最寄駅)みなとみらい線馬車道駅 JR桜木町駅もしくは市営地下鉄桜木町駅

ウ 事前協議書

様式は、必ず最新のものを使用し、以下のとおり送付をお願いします。

・ 件名：「【提出】令和7年度内装整備費補助事業（または自主財源整備事業）〇次募集事前協議書提出（〇〇法人名）」

・ 書類番号と書類の種別が分かるようにタイトルをつけてください。

例：「01_事業計画書」「02_履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し」「11_開所までのスケジュール」

※本市では一つのメールでは7MBまでのデータしか受信できません。ファイルの容量が大きく送信できない場合は、大容量ファイル転送サービスのご案内が可能です。担当者宛てにご連絡ください。

※不備があると審査ができない場合がありますので、充分ご確認のうえご提出ください。

事前協議書等の様式は、横浜市こども青少年局のホームページの「認可保育所等の整備」内の該当事業のページよりダウンロードしてください。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/>)

(2) 面接について

申請案件ごとに面接を実施いたしますので、ご予約いただきますようお願いします。

ア 実施時期

「各種手続き等の期限・注意事項について」をご確認ください。

※詳細が決まりましたら、個別にお知らせします。

※日時はこちらで決めさせていただきますので、ご了承ください。

イ 場所

横浜市庁舎（別途ご案内します）

ウ 出席者

(ア) 法人代表 法人役員による代行可

(イ) 施設長予定者 必須

(ウ) 主任保育士 「2保育所整備・運営にあたっての諸条件」の

(12) 施設長予定者についてイ 要件 (イ) に該当の場合

エ 面接の内容について

(ア) 法人や園の運営に関すること

(イ) 事前協議書に記載された内容に関すること

(ウ) 施設長としての適格性に関すること ほか

(3) 選考について

申請法人（物件）は、保育需要、事業計画、組織体制、運営状況等を総合的に審査して選定します。

1 法人の体制	(1) 法人又は既存施設の所在地 (2) 法人の財務状況 (3) 監査結果及び改善の状況	
2 既存施設の運営状況等	(1) 職員構成 (2) 事業実績 (3) 監査結果及び改善の状況 (4) 運営内容の評価等 (5) 保育の効率化（ICT 導入状況）	
3 資金計画	(1) 資金の確保状況 (2) 償還計画の確実性	
4 整備計画（ハード）	(1) 交通アクセス (2) 保育室の階層 (3) 周辺環境 (4) 屋外遊戯場の確保状況 (5) 休憩室の設置状況	
5 整備計画（ソフト）	(1) 施設長の経験・経歴 (2) 施設長の継続予見性 (3) 主任保育士 (4) 事業計画	
6 整備予定地、計画定員	(1) 周辺の待機児童の状況 (2) 定員構成・定員増	
7 整備手法	内装整備費補助金の活用有無	
8 面接 （法人代表者及び施設長予定者）	(1) 保育方針・施設運営の方針	保育理念、指針・要領等の理解度 等
	(2) 人材確保・育成方針、キャリアパス	人材確保策、施設長・保育士等に対する人材育成の考えと具体案 等
	(3) 地域対応・交流、苦情解決、保護者対応	地域対応・交流の考え方、苦情等の対応と責任 等
	(4) 安全対策、防犯対策、事故時等の対応	事件・事故発生時における対応の理解度及び施設管理の考え方 等
	(5) サポート体制・能力等	法人のサポート体制及び施設長としての資質（責任性、コミュニケーション力、熱意 等）

(4) 選考結果の通知について

申請者あてに書面で通知します。

※選定された法人は、すみやかに設計作業等に着手してください。

(5) その他

ア 申請する物件については、必ず現地を確認してください。確認の際は、近隣住民の迷惑とならないようご注意ください。

イ 申請した施設長予定者の法人側の事情による変更は、原則として認めません。

ウ 今回提出していただく「事前協議書」は返却いたしません。（本事業の目的以外には使用

しません。)

エ 審査に当たっては、追加資料を提出していただくことがあります。

オ 設置者が現在運営している施設について、市が現地調査を行うことがあります。

カ 自主財源整備事業として採択された後、同一法人が同一敷地にて他の補助事業に申請することはできません。

◆ 「2 保育所整備・運営に当たっての諸条件」以外にも、いくつかの条件を決定後に追加することがありますので、あらかじめご了承ください。

4 問い合わせ先 ・ ダウンロードアドレス一覧

(1) 問い合わせ先

お問い合わせいただく内容により、下記担当までご連絡ください。

■ 重点整備地域・整備が必要な地域・各区の保育ニーズ に関すること

【担当窓口】 横浜市こども青少年局 保育対策課

【電話番号】 045-671-4469

【メールアドレス】 kd-hoikutaisaku@city.yokohama.lg.jp

■ 事前相談の予約、施設設備基準・申請手続等 に関すること

【担当窓口】 横浜市こども青少年局 こども施設整備課

【電話番号】 045-671-4146

【メールアドレス】 kd-seibi@city.yokohama.lg.jp

(2) ダウンロードアドレス一覧

ア 様式ダウンロード

「事前協議書」「添付書類一覧（確認表）」「履歴書」「贈与契約書」等

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/>

イ 「保育所整備の手引き」

保育所整備にあたっての基本的な事項について記載されています。

(「横浜市民間保育所設置認可等要綱」や「厚生労働省関係(抜粋)」等を掲載しています。)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/seibinotebiki.html>

ウ 「民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」

「契約の手引き」

「設計審査及び工事検査の手引き」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/ninka/sisetsuseibi.html>

エ 「横浜市公共建築物シックハウス対策ガイドライン」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/seikatsu/kokyo/sickhouse/guidelines.html>

5 資料

- 資料 1 民間保育所整備に伴う助成について
- 資料 2 横浜市民間保育所 建物・設備基準の一部緩和について
- 資料 3 年間事業費の目安額
- 資料 4 設計・施工の際の留意事項
- 資料 5 横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業 令和 6 年度のご案内
- 資料 6 保育所等の情報紹介サイト「えんみっけ！」のご案内
- 資料 7 かながわ保育士・保育所支援センターのご案内
- 資料 8 年度限定保育事業のご案内
- 資料 9 えんさがしサポート★よこはま保育のご案内
- 資料 10 適正な工期の設定、週休 2 日の確保、施工時期の平準化に関するお願い

■横浜市民間保育所内装整備費補助事業の概要

補助 制 度	①改修等	対象経費	施設整備費（改修費、新築の設備整備費、増築（既存保育所の増築に限る））、工事監理費、備品費、大型遊具費 ※ 賃貸借建築物のエレベーター設置費、用地費、植栽、区分所有権購入、保証金、敷金、消耗品等は対象外
		補助率	補助対象経費の4分の3とする。
		補助金額	表1参照
	②整備期間中賃借料	対象経費	当該施設における整備期間中の賃借料（工事契約締結後、着工日から開園日の前日まで（ただし、同一年度内に限る）。）
		補助率	補助対象経費の2分の1とする。
		補助金額	表2参照
	時期	令和7年度に竣工及び備品購入し、令和8年4月1日に開所すること。	
	審査	市が設計審査を行い、工事検査後に必要と認めた補助金を交付する。	
返 還	虚偽の申請や不正があった場合には、決定を取消し、補助金を返還させることがある。		
情報公開	補助対象となる関係書類は情報公開の対象となること。		

表1 改修費等の補助金額

補助金額は、補助対象とする工事費等の実行額と、下記の補助基準額の合計とを比較し低い方に補助率3/4を乗じて得た額とします。(千円未満は切り捨て。)

	増加する定員数	補助基準額	
(1)	90人以上	8,000万円	
	50人以上90人未満	7,437万円	
	50人未満及び分園設置等	7,437万円×(増員数/50人)	
	既存施設の改修等		
(2)	0歳児未設定加算(※1)	300万円	
(3)	休憩室等設置加算(※2)		
	増加する定員数	休憩室等基準面積	補助基準額
	90人以上	24㎡以上	430万円
	50人以上89人以下	18㎡以上	330万円
	36人以上49人以下	14㎡以上	260万円
	20人以上35人以下	10㎡以上	190万円
	既存施設の改修	下記ア、イを満たすこと ア 上記の定員数に該当する面積を満たすこと。 イ 改修前後で休憩室等の面積が6㎡以上拡大されていること。	100万円
(4)	一時保育加算(※3)		
	面積	補助基準額	
	30㎡以上	300万円	
	19.8㎡以上30㎡未満	300万円-10万円/㎡(※4)	
補助基準額の上限		(1)~(4)の基準額の合計	
補助率		3/4	

※1 0歳児定員を設けない場合に加算します。ただし、改修等及び分園設置の場合については、対象外となる場合もありますので、個別にご相談ください。

※2 保育者のための休憩室・更衣室や、職員同士のコミュニケーションを図る場及び職員面談等を行う場としての機能を有する居室を、基準面積以上整備した場合に加算します。既存施設の改修等については、既に基準面積以上の休憩室等を確保している場合は加算対象外とします。

※3 一時保育専用の部屋(一時保育室)を設置した場合に加算します。

※4 一時保育室の基準面積を30㎡とし、19.8㎡以上30㎡未満の場合は次のとおり加算します。

【算出例】

整備計画：一時保育室を19.8㎡整備する場合

補助金額：300万円(30㎡) - 102万円(10.2㎡) = 198万円(19.8㎡)

【補助金額の算出例】

整備計画：60人定員、0歳児定員無し、休憩室を基準面積(18㎡)、
一時保育室を基準面積(30㎡)整備する場合

補助基準額：(1)7,437万円+(2)300万円+(3)330万円+(4)300万円=8,367万円

補助金額：上記で算出した基準額8,367万円×3/4=62,752,000円

※千円未満の端数があるときは、これを切り捨て

■整備期間中の賃借料補助と開所後賃借料補助について

表2 整備期間中の賃借料補助額

補助金額は、補助対象とする月額賃借料と、下記の補助基準額とを比較し低い方に補助率 1 / 2 を乗じて得た額とします。(千円未満は切り捨て。)

	補助基準額	補助率
月額賃借料	100 万円	1 / 2

※期間中 1 か月未満の月の賃借料については、その月の実日数にて日割計算します。

※ただし、貸主が法人の役員（法人役員の配偶者、親子、兄弟姉妹を含む。）、寄付者等特別の関係のある者である場合には、補助の対象となりません。（開所後についても同様となります）

【補助金額の算出例】

整備計画：月額賃借料が 120 万円、12 月 22 日工事着工の場合

補助基準額：基準額 100 万円（100 万円 < 120 万円のため）× 3 か月 10/31 日間分 = 3,322,580 円

補助金額：上記で算出した基準額 3,322,580 円 × 1 / 2 = 1,661,000 円（千円未満切り捨て）

（賃借料補助対象早見表）◎…補助金の増額対象エリア ○…補助金対象エリア

	エリア	整備期間中賃料	開所後賃料
令和 8 年 4 月開所	重点整備地域	○	◎
	整備が必要な地域	○	○

（開所後賃借料補助の概要）※建物を賃貸する場合

	上限額	補助率	補助期間
重点整備地域	補助基準面積（表 3）× 月額 3,000 円	2 / 2	10 年
整備が必要な地域	補助基準面積（表 3）× 月額 3,000 円	1 / 2	5 年

※土地を賃貸する場合の補助もございますので、詳しくはお問い合わせください。

表 3 補助基準面積

補助基準面積	定員	補助基準面積
	20～30人	9.4㎡ × 定員
31～39人	28.2㎡	
40～45人	7.2㎡ × 定員	
46～52人	32.4㎡	
53人～60人	6.2㎡ × 定員	
61人～71人	37.2㎡	
72人～89人	5.2㎡ × 定員	
90人～	46.8㎡	

ただし、実面積が補助基準面積を下回る場合は、実面積を補助基準面積とする。

例) 60 人定員の場合

重点整備地域 372㎡ × 3,000 円 × 12 か月 × 2/2 = 13,392,000 円/年

整備が必要な地域 372㎡ × 3,000 円 × 12 か月 × 1/2 = 6,696,000 円/年

※上記金額は、公定価格の賃借料加算額及び開所後賃借料補助額を合算した金額となります。

横浜市民間保育所 建物・設備基準の一部緩和について

認可保育所の整備にあたっては、福祉のまちづくり条例の指定施設整備基準に適合している必要があります。

ただし、1 (1)～(3)の設備については代替措置を行うこと等によって「横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱第4条」を満たすことができます。この場合、事前にこども青少年局に相談し、代替措置等の計画書について審査・確認を受ける必要があります。

また、2 (1)～(5)の設備で同条例に定める建築物移動等円滑化基準（バリアフリー法の基準）をやむを得ず満たすことができない場合は、同条例第24条に基づく建築局の許可を得る必要があります。

いずれの手続きを行う場合でも、まずは「保育所整備における建物・設備基準の一部緩和についての計画書」（様式1）を作成し、こども青少年局こども施設整備課の各事業担当者に提出しご相談ください。

1 こども青少年局との相談等で、指定施設整備基準への適合が緩和可能な設備

対象設備	指定施設整備基準	新築	既存建築物の改修
(1) 道等から利用居室までの経路 (保育室が1・2階のみの場合)	1 (1)ア、1 (2)	階の上下移動のためのエレベーターは非設置で可 ^{※1※2}	
(2) オストメイト用水栓器具	9 (2)イ(イ)	簡易設備で可 ^{※3}	
(3) 点状ブロック	5 (1)イ、6 (1)オ、 7 (1)エ	屋内のみ設置不要	

※1 エレベーターを非設置とした場合、新たに各階層に車いす使用者用便房が必要です。ただし、構造上やむを得ない場合に限り、条例に基づく許可により設置数を緩和することが可能です(2 (3)参照)。

※2 駐車場（車いす使用者用駐車施設）を設ける場合は緩和できません。ただし、構造上やむを得ない場合に限り、条例に基づく許可により一部の施設で非設置とすることが可能です(2 (2)参照)。

※3 簡易設備についての詳細はお問い合わせください。

2 条例に基づく建築局の許可が必要となる設備

許可を検討される方は計画の早い段階^{※1}でこども青少年局こども施設整備課（事業所管課）にご相談のうえ、代替措置の手法等について建築局市街地建築課（許可窓口）との調整を行ってください。

※1 建築局で許可の可否の判断を行うには時間を要するので、早めにご相談ください。

対象設備	建築物移動等円滑化基準	既存建築物の改修
(1) エレベーター (保育室が3階以上の場合)	8 (1)の内、ア以外	既存エレベーターで可
(2) 車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路	1 (1)ウ、1 (2)	保育室が1・2階のみの場合、エレベーター非設置で可
(3) 利用居室から車いす使用者用便房までの経路	1 (1)イ、1 (2)	設置数の緩和（1か所で可）
(4) オストメイト用水栓器具	9 (2)イ(イ)	非設置で可（代替設備要）
(5) 階段に設ける手すり (一段程度の場合)	2 (1)ウ(ア)、6 (1)ア	非設置で可

資料3

年間事業費の目安額（令和7年度 保育所事業費概算）

※あくまでも試算ですので、実際の事業費とは異なります。

定員(人)	保育所事業費(概算) 0～5歳	
	年間事業費(円) (A)	事業費1か月分(円) (A)/12か月
20	57,897,879	4,824,823
30	66,175,876	5,514,656
40	79,891,400	6,657,617
50	95,932,602	7,994,383
60	103,185,079	8,598,757
70	111,627,482	9,302,290
80	122,810,524	10,234,210
90	130,259,169	10,854,931
100	135,752,686	11,312,724

【上記の試算条件】

1 定員構成

単位：人

定員	0歳児		1歳児		2歳児		3歳児		4歳児		5歳児	
	標	短	標	短	標	短	標	短	標	短	標	短
20	0	0	2	0	3	0	4	1	4	1	4	1
30	0	0	4	0	4	1	6	1	6	1	6	1
40	0	0	5	1	6	1	8	1	8	1	8	1
50	0	0	9	1	9	1	8	2	9	1	9	1
60	0	0	9	1	9	2	11	2	11	2	11	2
70	0	0	11	1	11	2	13	2	13	2	13	2
80	0	0	13	1	13	2	14	3	15	2	15	2
90	0	0	13	1	14	2	17	3	17	3	18	2
100	0	0	16	2	16	3	18	3	18	3	19	2

2 その他

・賃借料加算、主任保育士専任加算 などを適用し算出。

- 以下のリスク・確認事項等を考慮のうえ、保育を行う場として安全性を確保してください。
 ■対応困難な項目がある場合は、こども施設整備課担当者までご相談ください。

リスク	確認項目	対応策（例）
転落	<input type="checkbox"/> 屋上園庭、バルコニー、階段などにこどもが転落しそうな隙間、場所が無いかな。	・隙間を塞ぐ、小さくする 等
	<input type="checkbox"/> 屋上園庭のフェンスは乗り越えられない仕様となっているか。（高さ、形状）	・フェンス上端を折り返す(忍び返し等)、足掛けができないようパネルを張る 等 ・高さは概ね1.8m以上とする(上端を折り返してあれば高さは概ね1.5m以上) ・縦格子形状の場合、間隔は11cm以下とする。
	<input type="checkbox"/> 階段や掃出し窓には転落防止措置が取られているか。 ※日常的に使用するバルコニーやテラスにつながる外部階段も含む。	・階段の昇降部分に木柵※等の設備を設置する ・階段等の段について容易に識別できるように、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差を大きくするなど、工夫する ※柵の高さは概ね1.2m以上とし、鍵をこどもが容易に開けられない構造とする ※昇降部分に設置できない場合は、至る経路に侵入防止柵(ベビーゲート等。高さ90cm程度)を設置し階段に容易に近づけない構造とする ※上階に保育室等がない場合でも昇り口に設置すること ・階段に通じる保育室等の出入口を施錠できる構造とし、階段に容易に近づけない計画とする 等 ※施錠位置の高さは概ね1.4m以上とする
飛び出し	<input type="checkbox"/> 保育室等の施錠位置はこどもの届かない場所に設置されているかどうか。	・出入口はオートロック(モニタ付き)設備を設置する 等 ・保育室等の施錠位置はこどもの手が届かない高さ(概ね1.4m以上)とする 等
	<input type="checkbox"/> 敷地の出入口に飛び出し防止措置が講じられているか。 <input type="checkbox"/> 外周部分フェンスに隙間などはないか。 <input type="checkbox"/> フェンスを乗り越えられないか。（高さ、形状）	・敷地の出入口にフェンス、門扉等を設ける ・間を塞ぐ、小さくする 等 ・フェンス上端を折り返す、足掛けができないようパネルを張る 等
	<input type="checkbox"/> 自動ドアの場合、センサーはこどもに反応しない高さとなっているか。	・センサーの高さを変更する ・タッチ式の場合、こどもの手が届きづらい位置とする 等
指挟み	<input type="checkbox"/> こどもの指が入りそうな隙間がないか。（引き違い戸の建具間含む）	・極力、隙間を生じさせない もしくは巻き込まれないように空ける ・隙間をシーリング等で塞ぐ 等
	<input type="checkbox"/> こどもが出入りする部屋の扉や窓に「指はさみ防止措置※」がされているか。 ※保育室の出入口、収納扉、児童用トイレ、ベビーゲートなどこどもが通常出入りする場所等 ※こどもが手の届かない腰窓など、怪我リスクが低い窓については、確認不要	・こどもの指が挟まれない高さの「指挟み防止」を設置する ・ソフトクローズの措置をとる ・フィンガーガードを設置する ・ストッパーを設置する ・挟みこみ部のカットや蝶番部の隙間をなくす ・引戸の取手と枠の位置を調整する ・引戸の戸尻の隙間をなくす 等 ※防火戸等指挟み防止措置金物等が設置できない場合(扉に加工すると認定品でなくなる)には、閉まる速度等を調整する。 ・ハンガードアと床の隙間にも留意
	<input type="checkbox"/> エントランスドア(特に自動ドア)は戸袋に挟まれない構造となっているか。	・こどもが挟まれないように柵の設置する 等
	<input type="checkbox"/> 保育室等の扉にこどもが手を掛けた状態にもかかわらず扉を開けることはないか。	・保育室等の開き戸、引き違い戸ともに反対側を目視できるよう下部にのぞき窓を設置

		<ul style="list-style-type: none"> する等、扉を開閉する際に児童がいないか確認できる構造とする
	<input type="checkbox"/> 壁・床の点検口(フック等)はこどもの手の届かない位置に設置されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・物入れや収納等の中に収める ・床点検口枠に触れた時に引掛りが生じない ・フック等は指挟みにならない構造にする等
飛散	<input type="checkbox"/> ガラス・鏡は、飛散防止措置(強化ガラス、網入りガラス、アクリル製も可)がされているか。 (地震時の破損、こどもの追突などを想定)	<ul style="list-style-type: none"> ・調理室のガラスはアクリル製としない ・外気面のガラスには目隠しフィルム等を貼る(後付けすると日差し等の熱により膨張し破裂する恐れがある場合もあるので注意) ・こども目線のガラスには衝突防止用シール等を貼る ・シースルーカラー等採光に配慮する 等
怪我	<input type="checkbox"/> エレベーターはこどもが自由に操作できる状況ではないか。 ※給食用小型昇降機にも注意	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもが室内側の昇降ボタンを操作できないように操作パネルに鍵を設置する ・エレベーター前に侵入防止柵を設置する等
	<input type="checkbox"/> 建具・床の木部のささくれ、角端部、突起物がないか。 <input type="checkbox"/> 壁や金属の角端部などに鋭利な部分がないか。 ※エントランスの事務室カウンターの角なども注意	<ul style="list-style-type: none"> ・仕上げを円滑にする ・角面をとる／コーナーガード設置する 等 ※R加工の場合、基本的に10R以上
	<input type="checkbox"/> 手洗い器下部(配管部分)がむき出しでこどもが触ることにより怪我をしないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・カバーを取り付ける 等
	<input type="checkbox"/> 消火器等がむき出しで、こどもが触ることにより怪我をしないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・壁埋込や、上部から持ち上げて取り出すなどこどもが容易に触れないように設置する等
	<input type="checkbox"/> 画びょうの使用を前提とした掲示スペースとなっていないか。 <input type="checkbox"/> ブラインドやロールカーテン、排煙窓のひも部分がこどもの手の届かない位置にあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・マグネット式の掲示板にする 等 ・首に絡まないように、ひもを切り詰め短くする 等
感電	<input type="checkbox"/> コンセントがこどもの手が届く低い位置に無いか。 (保育室、園庭部分のみで可) ※医務スペースが事務室にある場合はこどもの手の届く範囲について配慮されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面上部(概ね高さ1.4m以上)に設置する ・配線工事対応が困難であれば、感電防止コンセントカバーやシャッター付きのものを設置 等 ※コンセントキャップは、不可(誤飲リスクあり)
地震	<input type="checkbox"/> 転倒、動きそうな可動家具はないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・家具の転倒防止、可動家具の固定方法確認等
	<input type="checkbox"/> 落下したらこどもが怪我をしそうな大きな備品などが棚のうえなどに置かれていないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・棚の上に重いものを置かない ・軽微なものを置く際は滑り止めを設置する等
	<input type="checkbox"/> 吊戸棚等、高い位置にある収納の中身が飛び出してこないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震ラッチ(ストッパー)等を設置する 等
	<input type="checkbox"/> 照明器具が蛍光管の場合、落下防止措置は、されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・蛍光管落下防止カバー 等
	<input type="checkbox"/> 防災備蓄品(3日分必要)を保管するスペースはあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・倉庫を設置する 等
転倒	<input type="checkbox"/> 建物周囲は雨や水遊び等でぬれた場合でも滑りづらいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・滑りづらい素材で仕上げる 等
不審者対策	<input type="checkbox"/> 不審者の侵入に対策がされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・門扉の電子錠化や、手の届かない位置にサムターンがあるなど、外部から容易に開けられない構造とする ・防犯カメラを設置する 等
	<input type="checkbox"/> 園庭(特にプール遊び場)について、外部からの目隠しができているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・目隠しフェンスを設置する ・植樹をする 等
車両の誤突入	<input type="checkbox"/> 1階保育室に車両等が誤って突入してこないような措置ができていないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・U字ガードレール設置する ・バリカー(車止めポール)など堅牢な構造物を設置する 等
感染症	<input type="checkbox"/> 便所の数は適切か。	<ul style="list-style-type: none"> ・2歳児以上定員10人に対し、幼児用大便器1個以上とする ・調理職員用便所は専用とし、職員・来客と

	<input type="checkbox"/> 手洗い設備は適切か。	<p>兼用としない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童用、職員用、調理職員用便所には、衛生面への配慮から各便所内に手洗いを設置する ・ ※児童用と職員用を一体で整備した場合は手洗いの兼用可 ・ ※ロータンク手洗いのみでの対応は不可 ・ 保育室等用の手洗いは幼児の生活習慣の指導が行えるようなるべく保育室内に設置する ・ 調理室内に、調理員専用の手洗いを設置する ・ 汚物等を扱う部屋には衛生面への配慮から手洗いを設置する 等
近隣問題	<input type="checkbox"/> 空調機の室外機や調理室の給排気は、設置位置や方向が近隣に影響がない計画になっているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣の状況と保育所の位置関係を踏まえて、設置位置や方向を決定する ・ 室外機外周への防音パネルの設置、排気ダクトの延長 等
	<input type="checkbox"/> 窓の位置は、近隣へ配慮した場所であるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣に配慮し、窓の位置を決定する ・ 型ガラス等を採用、目隠しフィルムを貼る、ブラインドを設置する 等
	<input type="checkbox"/> バルコニーや屋上園庭の位置は、近隣へ配慮されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣の状況と保育所の位置関係を踏まえて、目隠しパネルや防音パネルを設置する等 ・ ※フェンスに後付けで目隠しシート等を貼る場合は耐風圧に注意
	<input type="checkbox"/> 屋外遊戯場等の表面仕上げは飛散しにくいものか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飛散しにくい仕上げ材を採用する 等
設備の不備	<input type="checkbox"/> ドアや手すりが頑丈についているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 完成後に実際に揺すってみるなど、取付けの状況を確認する 等
	<input type="checkbox"/> ドア・窓のサッシ等の開閉はスムーズか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 完成後に実際に開閉してみるなど、建付けの状況を確認する 等
	<input type="checkbox"/> カーテン、じゅうたん等、掲示板は防災物品になっているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所は消防法上の特定防火対象物であるため、カーテン、じゅうたん等、掲示板は防災物品の必要がある
	<input type="checkbox"/> 保育室等を3階以上に設ける場合、以下の要件を確認。 ① 調理室の建具は特防か。 ② 壁及び天井の仕上げは不燃材料か。 ③ 建具等で可燃性のものは防災処理が施されているか。 ※1・2階も保育所である場合には、1・2階も適合しているか確認。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準条例第42条(7)エ・オ・クに対する適合確認 ・ 3階以上にある保育室等だけでなく、すべての階の仕上げ・建具等が対象 ・ ②は壁の1.2m以下も対象だが、窓枠・巾木等は対象外 ・ ③は表面材が建築基準法に基づく難燃材料、若しくは消防法に基づく防災性能を持つ材料で全面が覆われていること、または薬品による防災処理が全面に施されていることとする。
	<input type="checkbox"/> 調理室の空調設備は戸を閉めた状態で稼働させたときに音が気になったり、開閉が重くなったりしないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育に支障があると感じた場合には、風量調整等で調整ができるようにする 等
遊具での事故	<input type="checkbox"/> 大型遊具は安全なものが選定されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大型遊具は「遊具の安全に関する規準 JPF A-SP-S:2014」に適合していることを原則とする ・ ※大型遊具：ぶらんこ、すべり台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、複合遊具、その他これに類するもの ・ ※認可時にSP表示認定企業が取り扱う製品か確認します
	<input type="checkbox"/> 保育者、施設管理者が大型遊具の使用方法、点検方法等を理解しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計・施工者が、引き渡し時に使用上の注意、日常点検・定期点検についてしっかりと説明を行うこと

その他	<input type="checkbox"/> 完了検査までに保育室内VOC検査、水質検査を完了し、規定値以下であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・基準値を上回る場合は、保育室の使用開始は不可。時間に余裕をもって検査を行うこと ・結果は速報でも可
	<input type="checkbox"/> お散歩バギーやベビーカーの収納場所はあるか。	・配慮し計画する 等
	<input type="checkbox"/> 加湿器等保育環境を整えるのに必要な備品の置き場所はあるか。	・配慮し計画する 等

令和6年度『横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業の御案内』

市内保育所等を経営する事業者による、保育士向け宿舎の借り上げを支援するために、必要な経費の助成を行います。

令和6年4月から令和7年3月に係る期間の事業概要を次のとおりお知らせします。

※令和6年度も引き続き、利用対象は採用から10年目までの保育士です。

申請から10年間の利用を保証するものではありません。

令和6年度の補助対象期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。

※当事業は単年度事業です。利用を希望する事業者は昨年度申請している場合でも、必ず令和6年度の利用申請が必要です。

【補助対象】

- 市内保育所等(※注1)を経営する事業者が、雇用する保育士(※注2)を、事業者が借り上げた宿舎に入居させる場合、宿舎借り上げに係る経費を補助する。

(※注1) 市内保育所等は次のとおり。

- ・ 認可保育所
- ・ 認定こども園
- ・ 認可保育所等への移行を目指し、「移行計画書」を提出した横浜保育室
- ・ 小規模保育事業(A・B・C型)
- ・ 事業所内保育所
- ・ 家庭的保育事業

(※注2) 市内保育所等に勤務する常勤保育士のうち、次の条件を全て満たす者(市内在勤に限る)

- ・ 事業者の雇用開始日が属する会計年度から起算して、10年目の会計年度末(令和6年度は平成27年度(2015年)以降雇用)までの者
- ・ 月120時間以上保育に従事している者

【ただし以下の場合を除く】

- ・ 事業者から住居手当等を支給されている者
- ・ 平成24年度以前に保育所等が借り上げる宿舎に入居している者
- ・ 認可保育所の施設長
- ・ 認定こども園の園長
- ・ 家庭的保育事業の家庭的保育者
- ・ 横浜保育室の施設長
- ・ 小規模保育事業の施設長(※)

※ただし、管理者給付を受けるために届け出ている、いわゆる「給付上の管理者」を除く、小規模保育事業の施設長については、保育ローテーションに月120時間以上従事している場合は対象とする。

【補助内容】

対象経費	雇用する保育士向け、宿舍借り上げに係る経費のうち賃借料、共益費（管理費）。 <u>※礼金、更新料、敷金等は対象になりません。</u>
補助率	対象経費の3/4（ <u>1/4は事業者が必ず負担をします。</u> ）
補助金額	<u>宿舍1戸当たり月額82,000円の3/4（61,000円）を上限</u> （1,000円未満は切り捨て）
補助期間	事業者の雇用する補助対象保育士が、借り上げ宿舍に入居※している期間。 ※住民票に記載された住所、転入日等が助成期間と重複しており、かつ居住実態があること。

★留意点★

- ・ 事業者が保育士用宿舍として借り上げている物件が補助対象です。事業者（法人の場合は、役員を含む）が所有する物件を貸与している場合は対象となりません。
- ・ 事業者が宿舍を借りただけでは、補助対象とはなりません。保育士の入居日（住民票の異動日）から対象となります。
- ・ 家賃の一部を保育士本人が負担する場合は、家賃から本人負担分を除いた金額が補助対象となります。

【令和6年度補助金申請書の提出期間】

- ・ 令和6年4月から受付を開始します（通年）。
- ・ 各提出書類の提出期間については「申請手引き」「提出期限一覧」に記載します。
- ・ 遡り補助はしません。別途定める提出期限（原則当月末締切、消印有効）までに申請のあった月の家賃分だけが対象です。
- ・ 月単位での補助であり、1日から末日まで補助対象要件を満たした月が補助対象となります。

【応募方法】

- ・ 申請者は法人単位となります。
- ・ 申請にあたり「要綱」、「申請手引き」等案内を必ず御確認ください。

申請様式、要綱、申請手引き及び提出期限一覧等は横浜市こども青少年局「保育士宿舍借り上げ支援事業」専用サイトにて掲載しております。

本市トップページ>暮らし・総合>子育て・教育>保育・幼児教育>待機児童対策
>保育士確保の施策>法人向けの取り組み>保育士宿舍借上げ支援事業
<URL・二次元バーコード>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/taiki/hoikushikakuho/houjin-torikumi/hoikushishukusha2022.html>

また、メーリングリストを登録いただくことで、本事業に関する情報をリアルタイムで受け取ることができます。ホームページ掲載の登録方法を御確認のうえ、必ず御登録ください。



【申請書類】

第1号様式 横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付申請書（別紙1、2を含む）
第2号様式 令和6年度横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業計画書 ※保育士確認及び同意欄に補助対象保育士が署名したものを提出ください。
第3号様式 令和6年度横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業収支予算書
不動産賃貸借契約書（写し）
保育士証（写し）
市長が必要と認める書類

※ 提出書類の詳細はホームページに掲載の「様式の提出及び記入方法について」をご確認ください。

各種提出書類に関する問い合わせは、ホームページに記載の本市委託業者までお願いします。

【補足】

保育士宿舎借り上げ支援事業は、厚生労働省が発出している保育対策総合支援事業交付要綱に基づき、事業を実施しております。今後、発出される交付要綱により、支援対象及び助成内容が変更になることがありますので、御了承ください。変更する場合には、別途事業者の皆様にご連絡いたします。

なお、令和7年度以降の横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業の継続有無及び事業概要につきましては、詳細が分かり次第、事業者のみなさまに周知いたします。

横浜市子ども青少年局 保育対策課
電話：045 - 671 - 4469
e-mail:kd-shukusha@city.yokohama.jp

令和6年度継続実施！
利用しないと損!?

掲載料・成功報酬0円の園情報紹介サイト！
「えんみっけ！」ご利用の案内！！
～簡単操作で、求人情報・動画を掲載可能～

・求人広告って
費用がかかる...

・保育士募集のページを
作りたいけど大変そう...

・動画を作って園を
PRしたい！



**「えんみっけ！」を利用すれば
全て解決！！**



・費用負担0円で求人情報を掲載！
・自園の採用ページ代わりに！
・動画も作成、掲載が可能！
・サポート体制も万全！

○「えんみっけ！」について

◆養成校学生をメインターゲットにした、園紹介のサイト

◆掲載料0円！紹介料・成功報酬0円！

「えんみっけ！」は株式会社リンクが運営する、保育士・幼稚園教諭を目指す学生が理想の園に出会う為の“園と学生を結ぶWEBサイト”です。有料職業紹介ではないため、**採用費はかかりません！**

また、**横浜市が株式会社リンクと委託契約を結ぶ**ことにより、各施設では、**掲載料等、一切の費用負担なし(※)で、当サイトをフルにご利用いただけます！**

※有料会員の費用を横浜市が負担します。

ぜひ、市内全ての施設でご利用ください！

○「えんみっけ！」でできること

◆求人情報・園の写真等を詳しく掲載！

◆動画も無料で作成・掲載可能！

◆その他便利な機能も満載！

※詳細はHPを参照ください

えんみっけ！

検索



※サイト掲載イメージ



○利用登録方法等

「えんみっけ！」ホームページから申請

登録の詳細は「えんみっけ！」ホームページをご覧ください。

<サポート体制>

操作方法等、わからないことは、(株)リンク「えんみっけ！」事務局が丁寧に対応します！

直通電話：050-5526-1927 e-mail：support_c.enmikke@link-timesgr.co.jp

作成した動画は
自園のHP等でも掲載OK！

問い合わせ先

横浜市こども青少年局保育対策課

電話：045-671-4469 Eメール kd-hoikushi@city.yokohama.lg.jp

保育のしごとの 求人・求職の お手伝いをします。

かながわ保育士・ 保育所支援センター

保育のしごとを したい方（求職者）

神奈川県内の保育所等へ
就労を希望する方の相談に
応じ、就職活動の
お手伝いをします。

無料

かながわ保育士・保育所支援センターは、厚生労働大臣から無料職業紹介所として許可を受けた「かながわ福祉人材センター」内に設置されています。

保育所の方（求人事業者）

神奈川県内の保育所の
保育士等の求人の受付を
いたします。保育所以外の
児童福祉施設等の
利用も可能です。

安心

かながわ保育士・保育所支援センターは、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横浜市の共同事業として神奈川県社会福祉協議会が委託を受けて運営しています。

お問合せ

Tel 045-320-0505
Mail holku_jinza@knsyk.jp
開所時間 9:00～17:15
(12:00～13:00は求人票閲覧のみ)
開所日 月～土
(祝祭日、年末年始は開所していません)

かながわ保育士・保育所支援センター 

アクセス

〒221-0835横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2
かながわ県民センター13階(かながわ福祉人材センター内)

運営 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 



資料8

※令和6年9月現在の内容ですので、今後変更になる場合があります。

令和7年4月1日に開所予定の認可保育所の皆様へ

年度限定保育事業で4・5歳児室を活用しませんか？

開所後2年程度の4・5歳児枠は、利用希望が少なく、定員が埋まらない傾向があります。横浜市では、この空きスペース等を有効活用し、1、2歳児の「保留児童」を対象に、年度を限定して保育していただく年度限定保育事業（以下、年度限定）を実施しています。ぜひ、貴保育所においても、ご活用をご検討ください。

1 事業の概要（受け入れできる児童の年齢や人数、保育時間などは、施設ごとに異なります。）

区分	内容
実施施設の条件	<ul style="list-style-type: none">・4、5歳児室等の空いているスペースを活用し、児童を安全に受け入れられる態勢が確保されている。・この事業の児童を受け入れても、「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」で定める設備及び運営の基準を満たしている。
事業実施年度	令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）
対象児童	保育所等の利用調整結果「保留」（令和7年4月利用開始の場合、2次利用調整の結果、保育所等の利用が決定していない児童）となった1・2歳児で、次の①②③いずれも該当する方。 <u>①横浜市内在住の方</u> 横浜市内の保育所等（認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、横浜保育室等）で保育業務に従事する場合には、横浜市外在住の方もご利用できます。 <u>②利用期間中も「保留」である方</u> <u>③利用期間中も保護者のいずれもが「保育の必要性の認定基準」のいずれかに該当している方</u>
申込方法等	実施施設に直接申込みます。 【必要な書類】 (1) 年度限定保育事業利用申請書（第16号様式） (2) 令和7年度の施設・事業利用調整結果（保留）通知書の写し (3) 【両面】給付認定決定通知書の写し（有効期間に利用開始日が含まれるもの） (4) （該当者のみ）多子減免届出書（第17号様式） (5) その他、実施施設が求める書類（就労証明書、市民税・県民税(非)課税証明書等） 実施施設は、児童及び保護者が利用要件を満たしていることを書類で確認して、利用の可否を決定し、申込者に連絡します。
事業実施日及び時間	実施施設の開所日時と同一です。
利用料等、及び助成金額	<ul style="list-style-type: none">・利用料等は、次ページの「保護者負担額」を上限に、実施施設ごとに設定していただきます。保護者負担額については、実施施設の直接徴収となります。・保護者の負担区分に応じた「横浜市助成金」の額が支払われます。
利用定員設定	<ul style="list-style-type: none">・次ページ「3 段階的な利用定員の設定について」をご確認ください。
その他	<ul style="list-style-type: none">・障害児保育児童及び特別支援保育児童の加算費があります。・利用児童には、認可保育所等の利用調整時に「調整指数」が適用されます。・利用決定にあたっては、横浜市内の保育所等で働く「保育士、看護師、保健師、助産師、准看護師のお子さん」を対象に、優先的な利用決定にご協力いただきますようお願いいたします。

2 利用料等及び助成金額について

【月額料金】1人あたり（1・2歳児同額）

区分	負担区分	保護者負担額（上限）	市助成金（児童1人あたり月額）	第2子減免対象児童		第3子減免対象児童	
				保護者負担額（上限）	市助成金加算額	保護者負担額（上限）	市助成金加算額
基本保育料 （基本保育時間11時間） （※1）	A～B	0円	165,000円（※2）	0円	0円	0円	0円
	C～D2	10,000円	155,000円	5,000円	5,000円	0円	10,000円
	D3～D5	20,000円	145,000円	10,000円	10,000円	0円	20,000円
	D6～D8	30,000円	135,000円	15,000円	15,000円	0円	30,000円
	D9～D11	40,000円	125,000円	20,000円	20,000円	0円	40,000円
	D12～D14	50,000円	115,000円	25,000円	25,000円	0円	50,000円
	D15～D27	60,000円	105,000円	30,000円	30,000円	0円	60,000円
延長保育（30分あたり）		1,700円	1,700円	850円	850円	0円	1,700円
間食代		2,560円	—	2,560円	—	2,560円	—
夕食代		7,700円	—	7,700円	—	7,700円	—

（※1）短時間認定の方も、同一料金で基本保育時間（11時間）の利用が可能です。

（※2）施設等利用費の代理受領分が含まれています。

3 段階的な利用定員の設定について

段階的な利用定員の設定をして、定員区分を下げることにより、公定価格の単価が上がります。

年度限定を実施する保育所については、段階的に利用定員を上げて、認可定員と一致する「段階的な利用定員の設定」を行うことができます。段階的な利用定員の設定をした場合は次年度以降、利用定員変更の手続きが必要です。（書類提出先：こども青少年局こども施設整備課）

「利用定員」は、「認可定員」と一致することを基本とし、利用定員を定めようとするときは、子ども・子育て会議の意見を聴かなければなりません。（子ども・子育て支援法 第31条第2項）

利用定員設定の参考例

【A案】「4・5歳児」の保育ニーズが若干名と見込まれる場合

1年目は4歳児室で「4・5歳児」を、5歳児室で「年度限定利用児童」を受け入れ、
2年目は5歳児の新規募集を行わず、5歳児室の一部で「年度限定利用児童」を受け入れます。

【B案】「4・5歳児」の保育ニーズが一定程度見込まれる場合

1年目は4歳児室で「4・5歳児」を、5歳児室で「年度限定利用児童」を受け入れられますが、
2年目は5歳児室にスペースがなく、「年度限定利用児童」の受け入れは困難です。

【C案】「4・5歳児」の保育ニーズがないと見込まれる場合

1年目は4・5歳児の新規募集を行わず、4・5歳児室で「年度限定利用児童」を受け入れ、
2年目は5歳児の新規募集を行わず、5歳児室で「年度限定利用児童」を受け入れます。

（認可定員60名の一例）

		3号認定			2号認定			合計	公定価格の定員区分	
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児			
認可定員		0	10	11	13	13	13	60		
利用定員（基本）		0	10	11	13	13	13	60	51～60人まで	
利用定員	【A案】	1年目	0	10	11	13	3	3	40	31～40人まで
		2年目	0	10	11	13	13	3	50	41～50人まで
	【B案】	1年目	0	10	11	13	11	3	48	41～50人まで
		2年目	0	10	11	13	13	11	58	51～60人まで
	【C案】	1年目	0	10	11	13	—	—	34	31～40人まで
		2年目	0	10	11	13	13	—	47	41～50人まで

※3年目は認可定員と利用定員を一致させます。

4 事業実施に向けたスケジュール

	横浜市（区役所）	実施施設
R6年 10月	実施検討施設との調整 ↓	事業実施に向けて、ご検討いただきます。 (受入場所、受入人数、保育士の確保状況等) ↓
12月	最終意向確認	4・5歳児の申請状況を把握し、実施に向けた最終調整を行います
R7年 1月	下旬: 1次の結果、保留となった方に「年度限定保育事業」の実施施設をご案内します。	上旬: 年度限定型保育事業の事業実施届（第1号様式）を区役所（園所在区）を通じて、保育対策課へ提出します。
3月	上旬: 2次の結果、保留となった方に「年度限定保育事業」の実施施設をご案内します。	2次結果通知発送の翌日～ 保留となった方の年度限定型保育事業の利用申込受付を開始します。実施施設が利用の可否を決定し、保護者に連絡します。
4月		1日: 保育開始

<参考> 1年間のスケジュール（利用開始4/1～）

	実施施設	横浜市
R7.4月	保育の提供 補助金交付申請 ↓ 補助金の請求（四半期ごと） 4～6月分：7月、7～9月分：10月 10～12月分：1月に請求	↓ 補助金交付決定 ↓ 補助金の支払い
R8.4月	事業実績報告 ↓ 補助金の請求 1～3月分：4月に請求	↓ 補助金額確定通知 ↓ 補助金の支払い
夏ごろ	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（確定申告後）	↓

【事業についてのお問い合わせ先】

横浜市こども青少年局 保育対策課 年度限定担当；小関、星、牧元、井上

TEL 045-671-4469

【実施届の提出先】

実施保育所の所在する各区こども家庭支援課



保護者向け園選びサイト えんさがしサポート ★よこはま保育

横浜市内の保育所・幼稚園など約1400園をまるっと掲載

スマホで
ラクラク

いつでも
どこでも



条件いろいろ
一括検索



えんさがし 横浜



横浜市補助金を活用し、建設工事を実施する事業者のみなさまへ (適正な工期の設定、週休2日の確保、施工時期の平準化に関するお願い)

令和6年4月1日から建設業において時間外労働の上限規制が適用されます。

時間外労働の上限が罰則付きで法律で規定されます。

横浜市では、建設業における担い手の確保・育成と労働環境の改善を図る取組として、公共工事における週休2日に関する取組や施工時期の平準化などを進めています。

事業者のみなさまにおかれましても、以下の3点について配慮いただき、ご協力できる範囲で工事の発注・施工の手続きを進めていただきますよう、お願いします。

1 適正な工期の設定

工事現場における適正な工期設定は重要です。週休2日を前提とした実工期の算出に加え、準備期間及び後片付け期間を考慮するなど、適正な工期設定を行っていただきますよう、お願いします。

<工期の設定イメージ>

準備期間	現場施工期間(天候等の影響とともに、 <u>週休2日を配慮</u>)	後片付け期間
------	-------------------------------------	--------

2 週休2日の確保

本市では、一部の工事を除く原則全ての工事を週休2日制の工事として発注しています。

市補助金を活用する事業者のみなさまも、施工現場における週休2日の確保に努めていただきますよう、お願いします。

3 施工時期の平準化

本市では、竣工時期が年度末に集中しないよう、工事の前倒しや平準化を目的とした年度をまたぐ工事などを実施することで、年度当初の閑散期における工事件数を増加させ、更なる平準化を進めています。事業者のみなさまも本市が進める施工時期の平準化にご協力いただきますよう、お願いします。

<施工時期の平準化イメージ>

年度末に集中している工事件数を減らし、件数が比較的少ない年度当初の工事を今後増やしていきます。

